

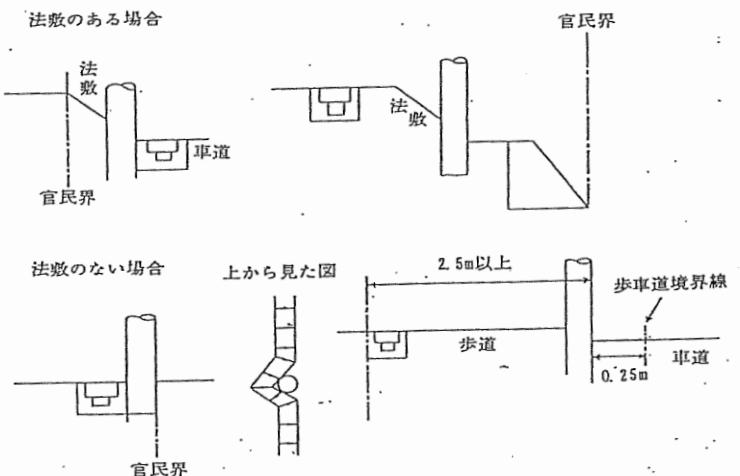
○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部課室等名	土木部道路維持課	
許認可等名	道路占用許可	
根拠法令	道路法	
根拠条項	第32条第1項	
連絡先	(電話621-5337)	
審査基準	基 準	<p>道路占用の許可是、法令に定めるものほか次に定める基準により行うものとする。</p> <p>1 電柱等（電話柱、支柱、支線、電線、公衆電話所）</p> <p>(1) 道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく公益上やむを得ない場所であること。</p> <p>(2) 電柱を新設又は建替する場合において、他の柱に共架することが出来る場合は、単独柱の設置を認めないこと。</p> <p>(3) 法敷に設けること。ただし、法敷のない道路においては、路端とすること。</p> <p>(4) 前記(3)によることが困難又は不適当な場合には、次によること。</p> <p>ア 幅員が2.5m未満の歩道を有する道路で、車道外側線があり端石がある場合は、歩車道の境界に接した位置。</p> <p>イ 幅員が2.5m以上の歩道を有する道路で、端石がある場合は端石の車道側から0.25m民地側へ離れた位置。端石がない場合は、歩車道境界線から0.25m民地へ離れた位置。</p> <p>(5) 交通信号機、道路標識、消火栓及び火災報知機等の機能を阻害しない位置に設けること。</p> <p>(6) 脚ていは、路端から1.8m以上の高さにし、道路の方向と平行して設けること。</p> <p>(7) 電柱、電話柱、支柱及び支線には、危険表示を示すため黄色の反射板を取り付けること。 (次頁へ)</p> <p>(8) 歩道を有しない道路においては、道路が交差し、又は</p>
	参考事項	道路占用関係通達集 道路法解説
	道路管理研究会 道路法令研究会	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定（令和元年11月 1日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (設定しないものについて はその理由)	総日数 7日（休日を除く）
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）

基 準

- 屈曲する場所での設置を認めないこと。
- (9) 地上電線の高さは、路面から5m以上とすること。ただし、既設電柱に共架する場合その他技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合においては、4.5m以上、歩道を有する道路の歩道上においては、2.5m以上とすることができる。
- (10) 地下電線の立ち上がり用管は、道路に面しない側に設けること。
- (11) 地下電線を埋設する場合（道路を横断して埋設する場合を除く。）においては、車道（歩道と車道の区別のない道路においては、路面幅員の2/3に相当する路面中央部）以外の部分の地下に埋設すること。ただし、その本線については、車道以外の部分に適当な場所がなく、公益上やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。
- (12) 地下電線の頂部と路面との距離は、車道の地下にあっては、0.8m以下、歩道（歩道を有しない道路にあっては路面幅員の2/3に相当する路面中央部以外の部分）の地下にあっては0.6m以下としないこと。ただし、保安上支障がなく、かつ、道路に関する工事の実施上支障がない場合は、この限りでない。

○電柱等占用位置参考図



2 街灯

- (1) 町内会又は商店街等の団体が、その区域内の道路を照明する事により、交通安全又は防犯に資するために設置するものに限り占用を認めること。
- (2) 幅員4.5m未満の道路にあっては、軒先に添加するような方法を講じせしめ、建柱による設置は原則として認めないこと。
- (3) 灯柱の高さは、灯部の最下端から路面まで4.7m以上とすること（オーバーレイ等の余裕をみる）。
- (4) 設置する位置は、電柱の基準に準ずるものとする。
- (5) 構造物の形状、色彩及び間隔は、原則として同一とすること。
- (6) 電灯は、路面の照度を均等にし、過度のまばゆさを感じさせない種類のものであること。
- (7) 基礎工は安定計算によることとし、通常予想される風圧等に十分耐えうるものであること。
- (8) 標識及び信号の視認の妨げとならない箇所に設置すること。
- (9) 都市の美観を損なわないと認められるものであること。

3 その他の柱類（有線放送業務の用に供する柱、テレビ柱（次頁へ）

国旗掲揚柱、信号機柱、火災報知機等)

基 準

- (1) 道路の敷地以外に当該場所に代わる適當な場所がなく、公益上やむを得ない場所に限ること。
- (2) 交通に支障がなく構造が堅固であって、都市美観を損ねないものであること。
- (3) 歩道を有する道路にあっては、歩道の車道よりとすること。
- (4) 歩道を有しない道路にあっては、法敷又は路端よりとすること。
- (5) 上記(1)又は(2)によることが不適當であると認められる場合においては、道路管理者が道路の構造に支障を及ぼすおそれが少ないと認める場所とすること。
- (6) 信号機の最下部と路面との距離は、4.5m以上とすること。ただし、歩道を有する道路の歩道上においては2.5m以上とすることができる。
- 4 携帯電話等の小型の無線基地局
- (1) 地上に設置する場合には、既存の電柱、電話柱、電話ボックス等の工作物及び街灯等の道路附属物への添加を原則とし、基地局のための独自の電柱等の新設は認めないこと。
- (2) 複数の事業者の基地局を同一の電柱等へ添加する場合は、1つの箱に収容する等共用基地局を原則とするが、やむを得ず共用基地局とならない場合は、1柱につき1基地局とすること。
- (3) 広告物の添加及び塗装は一切行わないこと。
- (4) 色彩は、周辺の環境と調和するものであること。
- (5) 構造等は、「「無線基地局の道路占用の取扱いについて」の運用にあたっての留意事項について」（平成26年3月26日付け道路局路政課道路利用調整室課長補佐通達）により取り扱うこと。
- (6) 取付け方法は、堅固で落下等のおそれがないようにするほか、その取付けにより添加される工作物の倒壊等のおそれが生じ、もしくは道路の構造又は交通に支障を及ぼすことのないようにすること。
- (7) 街灯等への設置
- ア 信号機、地下街への設置等いわゆる二次占用物件として無線基地局を取り扱う場合に、信号機柱、地下街等については、所要の手続きを経たものであること。
- イ 基地局及び配線、配管について、取付け方法、色彩等を工夫し、出来るかぎり目立たないように設置すること。
- ウ 横断歩道橋等への設置に当たっては、利用者の手の届かない場所等に設置すること。
- (8) 電線類地中化が想定される道路においては、占用許可条件に必要な事項を付する等、将来の電線類地中化事業の推進に支障とならないようにすること。
- 5 郵便ポスト
- (1) 原則として認めないが、道路の敷地外に余地がないためやむを得ない場合に限り設置を認めること。
- (2) 法敷のある道路にあっては、法敷に設けること。
- (3) 法敷がなく歩車道の区別のある道路にあっては、歩道内の車道より縁石に接して設けること。ただし、歩道の残り幅員が不足する場合は許可しないこと。
- (4) 法敷がなく歩車道の区別のない道路にあっては、その対側に占用物件がある場合には、これと8m以上の距離を保たせること。
- (5) 歩車道の区別のない道路にあっては、道路が交差し接続し又は屈曲する地点から5m以内に設けないこと。
- (6) 強度の風雨、地震等に耐え得る堅固なもので、倒壊破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とすること。
- 6 広告塔
- (1) 国又は地方公共団体が、公共又は公益の目的で設置するもので、道路の敷地外に余地がないためやむを得ない場合に限り設置を認めること。
- (2) 道路広場又は橋詰広場等直接交通上支障とならない道（次頁へ）

路の有効路面外に設置すること。

(3) 構築物は、道路標識又は交通信号機その他交通保安施設の効用を阻害しないと認められるものであること。

基 準

- (4) 路上の底面積は、方径又は直径0.5m未満、高さ4m未満とすること。ただし、道路広場又は橋詰広場等で支障が無いと認められる場合に限り、方径又は直径2m未満、高さ9m未満とすることができる。
- (5) 道路が交差し、接続し又は屈曲する地点付近については、交通の支障とならない程度の余裕幅を確保すること。
- (6) 信号機又は道路標識に類似した色彩、形状は避けること。
- (7) 電光式、照明式のものは認めないこと。
- (8) デザイン及び表示内容は、美観風致を損なわないものであること。
- (9) 相当程度の風雨、地震等に耐え得る堅固なもので、倒壊、落下、剥離等により美観を損ない、又は道路の構造あるいは交通に支障を及ぼすおそれのないものであること。
- 7 変圧塔その他これに類するもの（送電用変圧塔、送電塔、給水塔、消防及び水防格納施設、ガス事業者が地上に設けるガス整圧塔、送電塔等）
- (1) 道路の敷地以外に当該場所に代わる適当な場所がなく、やむを得ず一部が法敷にはいるとき以外は占用を認めないこと。
- (2) 電柱の基準によることとし、市街地における歩車道の区別のある道路については、次の基準を適用する。なお、歩車道の区別のある道路の歩道上以外は、設置を認めない。
- ア 歩道の幅員が3.5m以上の場合
工作物の長軸の長さ 1.0m
工作物の短軸の長さ 0.8m
工作物の高さ 2.5m
を越えないものに限り縁石に接して設置すること。
- イ 歩道の幅員が1.8m以上3.5m未満の場合
工作物の長軸の長さ 0.65m
工作物の短軸の長さ 0.45m
工作物の高さ 2.50m
を越えないものに限り縁石に接して設置すること。
- ウ 歩道の幅員が1.8m未満の場合
工作物の長軸の長さ 0.45m
工作物の短軸の長さ 0.40m
工作物の高さ 2.50m
を越えないものに限り縁石に接して設置すること。
- (3) 軸に長短があるときは、長軸を道路に平行させること。
- (4) 工作物の周囲に危険防止柵（ガードレール、立入防止柵等）を設けること。
- 8 有線テレビジョン放送施設
- (1) 電線は、電力柱又は電話柱等既存の電柱等に架設し得る場合にあっては当該電柱等に架設することとし、電力線及び電話線が地中化されている地域においては地下に埋設すること。
- (2) 電線を架設するため道路上に新規に独自の電柱を設置しないこと。ただし、当該既存の電柱の構造、既設電線の架設の状況から共架が困難な場合において、既存の電柱を建替える等の措置が講じられないことに合理的な理由があるときは、この限りでない。
- (3) 電線等は、橋梁、横断歩道橋への添架についても、構造上等の観点から支障がない限り、原則として許可を与えるものであること。
- (4) 増幅器、メッセンジャーワイヤー、分岐器その他の物件の設置又は取付けの位置は、電柱及び電線の支持力、重量、大きさ等を勘案して道路管理上支障とならない位置とすること。
- (5) 占用物件の構造は、電線、増幅器等の設置位置又は取付け方法等に起因する電柱の倒壊、増幅器の落下等により道路の構造、交通又は景観に支障を及ぼさないものとすること。
(次頁へ)

- (6) 電線類地中化が想定される道路においては、占用許可条件に必要な事項を付する等、将来の電線類地中化事業の推進に支障とならないようにすること。
- (7) 上記(1)～(6)以外の基準については、「1電柱等」の項目を準用すること。

基 準

- 9 有線放送線（営利を目的としたもの及び有線音楽放送線を含む。）
 (1) 有線音楽放送線の取扱いについては、「有線音楽放送施設に係る道路の不法占用の是正について」（昭和63年11月 8日付け道路局路政課長通達）等により、適正な処理を行うこと。
 (2) 上記以外の基準については、「1 電柱等」及び「8 有線テレビジョン放送施設」の項目を準用すること。
- 10 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件（共同溝、キャブ、マンホール等）
 (1) 道路の敷地外に、当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ないと認められる場所であること。
 (2) やむを得ず埋設させる場合は、路面をしばしば掘削することのないよう計画し、他の占用物件と錯綜するおそれのないこと。
 (3) 水管、下水道管、ガス管を埋設する場合（道路を横断して埋設する場合を除く。）は、歩道の地下に埋設すること。ただし、これらの本線については、歩道に適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ないと認められるときは、この限りでない。
 (4) 水管又はガス管の本線を埋設する場合は、その頂部と路面との距離は、1. 2 m以下としないこと。ただし、工事実施上やむを得ない場合（路床が岩盤等で復旧をコンクリートで行う場合等）は0. 6 m以下としないこと。
 (5) 下水道管の本線を埋設する場合は、その頂部と路面との距離は、3 m（工事実施上やむを得ない場合は、1. 2 m）以下としないこと。
 (6) ガス管の本線と電線管の本線とは同一側にしないこと。
 (7) 上水道管の本線とガス管の本線とは同一側にすること。
 (8) 埋設箇所は、平面図及び横断図にその位置を明記すること。
 (9) マンホールがある場合は、箇所数を表示すること。ただし、占用対象管路の外径にはマンホールの外径は考えず、その延長に加算すること。
 (10) 水路を横断する場合は、横断箇所の詳細図を添付させること。
 (11) ガス管の引込線は直接本線から分岐させないこと。
 (12) 上水道の各戸取付管の制水弁及び下水道の各戸取付管のマンホールは、原則として民有地に設けること。
 (13) 地下に埋設する水管等（地下電線含む）の表示については、おおむね2 m以下の間隔でビニール、その他耐久性を有するテープに、名称、管理者、埋設年、その他保安上必要な事項を表示し、巻付等の方法により行うこと。
 なお、テープの地色は次のとおりとする。
 ア 電話線 一赤色
 イ 電力線 一オレンジ色
 ウ 水管 一青色
 エ 下水道管一茶色
 オ ガス管 一緑色
- 11 鉄道、軌道
 鉄道事業法及び軌道法に特例が定められているので参考すること。
- 12 索道（ロープウェイ、リフト、ケーブル及び鉱石等の運搬用索道とその保安施設）
 (1) 堅固で耐久力を有するとともに、落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とすること。
 (2) 索道の下部に保安施設を設けること。
 (3) 保安施設は、運搬物の落下重に耐えうる構造とすること。
 (4) 保安施設の最下部と路面との距離は、5 m以上とするこ（次頁へ）

- と。
 (5) 保安施設の支柱等地面に接する部分は、道路の区域外に設けること。
 (6) 道路が交差し、接続し又は屈曲する場所には、原則として設置は認めないこと。
 (7) 農林産物等運搬用索道は、道路の敷地外に余地がないためやむを得ないもので、かつ恒久的施設でないものに限る。

基 準

- | | |
|--|--|
| | <p>13 日よけ、雨よけ類
(1) 本来自己の敷地内に設置すべきものであり極力抑制すること。
(2) 季節的に一時占用する日覆い又はこれに類する（簡単に取り除き可能な）ものであること。
(3) 道路上に支柱を立てることなく、民地の建築物等から「掛け出し」をし、安定した構造で夜間等は収納できる構造のものであること。
(4) 歩道を有する道路では、最下端部の路面からの高さは2.5m以上で、歩道への掛け出しの長さは、道路端から1m以下（歩道幅員が3.0m未満のものについては、その幅員の1/3以下）で、歩行者等の通行に支障とならないこと。
(5) 道路標識、交通安全標識等の効用を妨げ、視距を減じないこと。
(6) 都市景観、自然美を損なわないように周囲の環境に調和し、かつ、色彩、形状等が快適であること。
(7) 風雨等により破損し又は落下等しないこと。
(8) 屋根の材料は、ビニール、よしず、天幕等軽量で、かつ、延焼の媒介となる恐れの少ないと認められること。</p> <p>14 アーケード
(1) アーケード及びこれに類する屋根が定着しない日よけ、雨よけ等（四季を通じて道路上に常時設置しているもの）は、防火、交通及び衛生上弊害を伴うものであるため極力抑制すること。
(2) 利用者が一般多数人で公益性が高く、道路敷地以外に設置する余地がない場合で、占用物件が単体として効用を果たすと認められること。
(3) 相当の区間連続しているもので、原則として団体又は共同（代表者申請）の申請に係るものであること。
(4) 申請には、団体等の規約等を添付させること。
(5) 原則として歩車道等の区別のある歩道に設置し、屋根の下の路上に物品等を置かないよう指導すること。
(6) 設置基準等については、「アーケードの取扱について」（昭和30年2月1日付け建設事務次官通達）により取り扱うこと。</p> <p>15 地下街、地下室
「道路の管理に関する取扱について」（昭和32年5月29日付け建設省道路局路政課通達）、「地下街の取扱について」（昭和48年7月31日付け建設事務次官通達）、「地下街に関する基本方針について」（昭和49年6月28日付け建設省道路局長通達）により取り扱うこと。</p> <p>16 地下に設ける通路
(1) 地上の道路交通の緩和に資する等、著しく公共の利益に寄与するものに限る。
(2) 許可基準等については、「道路法施行規則第4条の4の3」の基準によること。</p> <p>17 地下駐車場
「道路の管理に関する取扱について」（昭和32年5月29日付け建設省道路局路政課長通達）、「地下駐車場の道路占用について」（平成2年11月20日付け建設省道路局路政課長通達）、駐車場法、建築基準法、消防法その他関係法令の定めるところにより取り扱うこと。</p> <p>18 上空に設ける通路
道路の交通の緩和、建築物内の多数人の避難等、公共の利便に寄与すること。
(1) 地上に設ける通路
「道路の管理に関する取扱について」（昭和32年5月（次頁へ）

29日付け建設省道路局路政課長通達）、「道路の上空に設ける通路の取扱等について」（昭和32年7月15日付け建設事務次官通達）等により取り扱うこと。
(2) 建築物の屋上を連結する通路について
「道路の管理に関する取扱について」（昭和32年5月29日付け建設省道路局路政課長通達）、「建築物の屋上部を連結する通路の取扱いについて」（昭和46年10月11日付け建設省道路局路政課長通達）により取り扱うこと。
(3) 横断歩道橋</p> |
|--|--|

基 準

- ア 車両の交通が頻繁な道路（おおむね1日1万台以上）の両側に同一目的の施設があり、かつ、路面との高低差があつて、地形上地下道の設置が困難な場合に限る。
- イ 常時一般交通に開放し、横断歩行者の利便に供すること。
- ウ 路面との取り付け部分は階段を設けない施設とし連絡口は道路区域外に設けること。
- エ 主要部分の構造は鉄骨又は鉄筋コンクリート造とし道路に支柱等を設けないこと。
- オ 構造物の下端は路面から高さ5.5m以上とし、照明灯を設けて一般交通の危険を防止すること。
- カ 道路と直角に架設し、道路部分には柵を設け、器物が道路に落下しないようすること。
- 19 地中タンク貯蔵所その他これに類する施設（防火用地下水槽、ベルトコンベア等）
- (1) 原則設置を認めないが、道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公共の利益に寄与するもので、公益上やむを得ない場合で、十分な管理能力を有している者に限る。
 - (2) 「道路の管理に関する取扱いについて」（昭和32年5月29日付け建設省道路局路政課長通達）、「道路の上空に設ける通路の取扱等について」（昭和32年7月15日付け建設事務次官通達）、「地中タンク貯蔵所の規制に関する運用基準等について」（昭和32年3月18日付け消防庁次長通達）、建築基準法、消防法その他関係法令の定めるところにより取り扱うこと。
- 20 露店等（祭り、縁日、市等の仮設店舗等）
- (1) 長期的に占用する傾向が強く、側溝の清掃や道路交通の支障となるので、原則設置を認めない。ただし、やむを得ず許可する場合は以下の基準による。
 - (2) 臨時の設置されるもので、土地に定着せず、簡単に取り扱えるものに限る。
 - (3) 歩車道の区別のある道路では歩道上とし、縁石から1.7m以下とし、歩道幅員の1/2を越えないで、歩道幅員の0.75mを確保できる区域であること。
 - (4) 歩車道の区別のない道路の場合は、6m以上の車道を確保すること。ただし、警察署長が道路の使用の許可をする場合は、この限りでない。
 - (5) 交差点、鉄道、バス停留所、消火栓、火災報知機、横断歩道及び道路標識等の機能を阻害しない位置に設けること。
 - (6) 百貨店、映画館、劇場等の出入口その他特に混雑する場所を避けること。
- 21 商品置場（空き箱、空き瓶等置場）
- (1) 20「露店等」と同様原則設置を認めない。ただし、やむを得ず許可する場合は以下の基準による。
 - (2) 臨時の設置されるもので、土地に定着せず、簡単に取り扱えるものに限る。
 - (3) 歩車道の区別のある道路の歩道の側溝上に限り許可し、側溝及び路面排水を妨げないようにすること。
- 22 看板（広告看板等）
- (1) 新規占用は、次のア又はイに該当する場合を除き、原（次頁へ）

則として許可しないこと。

- ア 国又は地方公共団体が、その目的を達成するために行う公益性の高いものであること。
- イ 自己の店舗、営業所及び事務所等を表示（商号、営業内容等）する自家用看板で、1店舗当たり2個以内とすること。
- (2) 「徳島県屋外広告物条例第4条」に定める禁止地域内の電柱等ポールへの添加広告物等は、原則として許可しないこと。
- (3) 道路標識及び交通安全標識等の効用や視野を妨げないこと（原則として交差点の信号機の前後50mの区域内並びに信号機のない交差点の前後10mの区域内には、設置又は添加しないこと。）。
- (4) 交通標識と混同しないため、原則として看板の地色が白色又は淡

審査基準

基 準

- 色に限ること。
- (5) 風雨等にあっても破損し又は落下しない等堅固なものであること。
 - (6) 必要に応じて構造計算書を添付すること。
 - (7) 道路占用の位置は、次表のとおりとすること。

	看板最下部 と路面との 距離 (m)	民地側から の突出幅 (m)	看板の厚さ (m)
歩車道の区別 のない場所	4.5以上	1.0以内	0.3以内
*① 特例	2.5以上	0.3以内	0.3以内
歩車道の区別 のある場所	2.5以上	*② 1.0以内	0.3以内

*① 車道幅員が3.5m以上で、交通に支障がないと認められる場所については、道路端から0.75mまでは歩道とみなす。

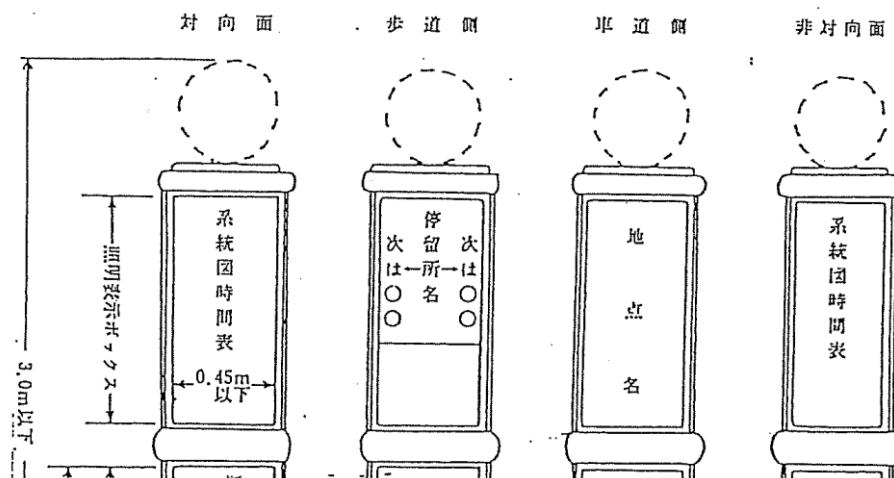
*② 歩道の幅員が3.0m未満のものについては、その幅員の1/3以内とする。

- 23 標識（官公庁、神社、仏閣、学校、病院等の標識及び交通情報の放送局チャンネル表示板）
- (1) 公益上又は公益のため真にやむを得ないもので、道路敷地外に設置場所がない場合に限ること。
 - (2) 神社又は仏閣の案内標識については、観光客等が多数あり、当該標識がなければ交通上支障となる場合。
 - (3) 病院の案内標識については、救急指定等をうけている公共性の高い場合。
 - (4) 法敷上に設けること。
 - (5) 法敷がなく歩車道の区別のある道路にあっては、歩車道境界線から0.25m民地よりに設けること。
 - (6) 法敷がなく歩車道の区別のない道路にあっては、路端寄りに設けること。
 - (7) 交通信号機及び道路標識等の機能を阻害する位置に設けないこと。
 - (8) 標柱の一辺の長さ又は長径0.2m及び高さ1.5mを越えないこと。ただし、やむを得ない事情があるときは、一辺の長さ又は長径0.3m及び高さ2.5m以下とすることができます。また、前記規格を超える場合は、広告塔として取り扱うこと。（次頁へ）

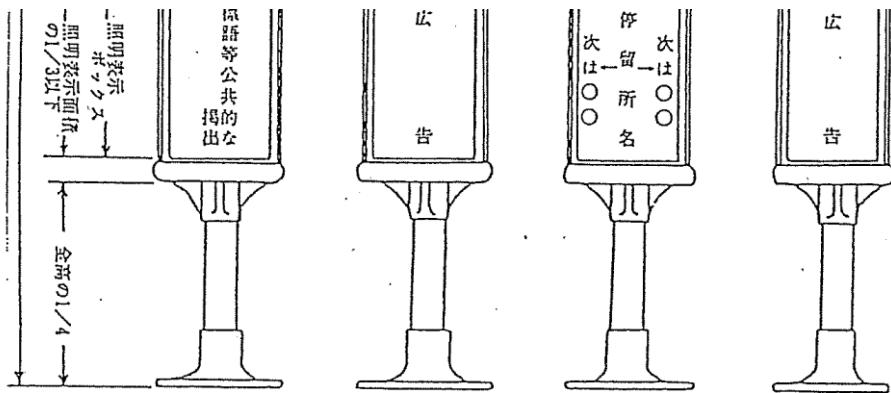
- (9) 標柱の色彩は景観を配慮すること。
- (10) 剥離、汚損等により道路の構造あるいは交通に支障を及ぼすおそれのないものであること。
- 24 バス停留所標識
- (1) 設置場所は民地を出来るかぎり利用し、交通等に支障のない場所とすること。
 - (2) 歩車道の区別のある道路にあっては歩道上とし、歩車道境界線から0.25m民地よりに設けること。
 - (3) 歩車道の区別のない道にあっては、路端に設置すること。
 - (4) 柱の方径又は直径は0.1m未満、施設の上端は路面上から2.5m未満とすること。
 - (5) 交通信号機、道路標識、消火栓及び火災報知機の機能を阻害しない位置に設置すること。

基 準

- (6) 広告物は、添加しないこと。
- (7) 剥離、破損又は腐朽して、危険もしくは不体裁になったときは、速やかに修理その他適切な措置を講じること。
- (8) 標示板の直径は0.4m未満とすること。
- 25 照明式バス停留所標識
- (1) 数社競合路線については設置場所を統合すること。
 - (2) 民地を出来るかぎり利用し、交通等に支障のない場所とすること。また、将来企業が増加しても増設せず既設標識を利用すること。
 - (3) 歩車道の区別のある道路にあっては歩道上とし、歩車道境界線から0.25m民地よりに設けること。
 - (4) 歩車道の区別のない道路にあっては、路端に設置すること。
 - (5) 標識本体の塗色は淡い水色とし、剥離、破損又は腐朽して、危険もしくは不体裁になったときは、速やかに修理その他適切な措置を講じること。
 - (6) 電線の引込は出来る限り地下とすること。ただし、やむを得ない場合は上空とし、歩道上は2.5m、車道上は5m以上とすること。
 - (7) 交通信号機、道路標識、消火栓及び火災報知機の機能を阻害しない位置に設置すること。
 - (8) 広告物の提出は平面のものとし、公序良俗に反せず周囲の環境に適合するものであること。
 - (9) 広告物の提出位置は、進行車両の非対向面及び歩道面の二面に限定し、広告面の広さは、照明表示ボックスの各標示面の1/3以下で、その位置は照明表示ボックスの最下段とすること。
 - (10) 広告物の地色は3原色（赤・青・黄）の使用を禁じ広告文字の大きさは、地点名表示の文字より小さいこと。
 - (11) 標識の形状寸法は下図のとおりとし、台風又は地震等に十分耐えうる構造とすること。



基 準



26 旗竿、のぼり

- (1) 原則設置を認めない。ただし、祭礼、年末・中元大売出し及び催し物等慣例によるもので、一時的（7日以内）に設けるものに限る。
- (2) 歩車道の区別のある道路にあっては、原則歩道上の民地側に設置すること。ただし、歩道の車道側でブロック敷又は舗装されていない箇所には、支柱を建て設置することが出来るが、歩道幅員、交通量等を勘案のうえ極力民地側に設置するよう努めること。
- (3) 歩車道の区別のない道路にあっては、路端に設置すること。
- (4) 交通信号機、道路標識、消火栓及び火災報知機の機能を阻害しない位置に設置すること。
- (5) 「大売出し」については、1店舗当たり1本とし、その他のものについても、交通事情等勘案のうえ極力本数を抑えるよう努めること。
- (6) 交通に支障をきたさないよう支えを十分にし、支持又は添加のために公共物を利用しないこと。

27 幕（横断幕）

- (1) 国又は地方公共団体等が、公共の目的のために一時的（原則1か月以内）に設けるものに限ること。
- (2) 幅1m以下とし、提出期間中破損、垂れ下がり等により交通に支障をきたさないようにすること。
- (3) ネット張等
 - ア 幕の下端は歩道上2.5m以上、車道上4.5m以上とすること。
 - イ 横断歩道橋に設ける場合は、その桁下より下に出さないこと。

28 アーチ

- (1) アーチの設置は、消防活動上及び交通上支障があるので、相当の必要があって真にやむを得ないと認められる場合のみと（次頁へ）

- すること。
- (2) 広告の添加は認めないこと。
 - (3) 幹線道路等自動車の交通頻繁な道路には、原則として設置しないこと。
 - (4) 公共団体又は商工業団体等が、公共又は公益のために設置する場合に限る。
 - (5) 商工業団体等が設置する場合は、商店街名等の表示のみとすること。
 - (6) 交通信号機、道路標識、乗合自動車停留所標識等の機能を阻害しない位置に設置すること。
 - (7) 支柱を道路上に設置する場合
 - ア 法敷があるときは法敷上に設置すること。
 - イ 法敷がなく歩車道の区別のある道路にあっては、歩車道境界より0.25m民地よりに設けること。
 - ウ 法敷がなく歩車道の区別のない道路にあっては、路端より縁石に接しめて設けること。
 - (8) 美観風致を害するものであってはならず、不燃性のもので制作す

基 準

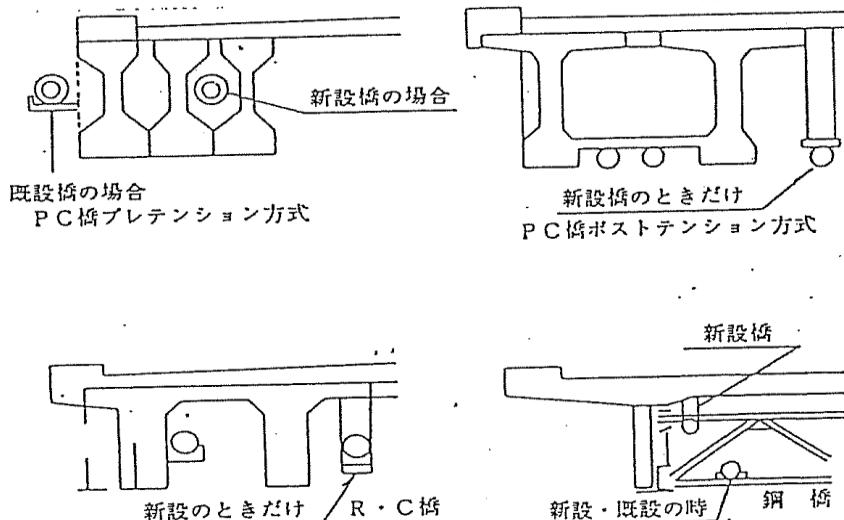
- ること。
- (9) 構造は、風雨等により破損しない堅牢なものとし、建築主事と協議すること。
- 29 工事用施設（板囲、足場、詰所、掛け出し等）
- (1) 家屋、しよう壁、ボーリング等の工事のため仮設の板囲、足場を設置する場合は、路端から出幅1m以下とすること。ただし、歩車道の区別のある道路では歩道上に設置し、歩道幅員の1/3以下（出幅最大1m）とすること。
 - (2) 掛け出しを設ける場合は、歩車道の区別のある道路では歩道上とし、路面から2.5m以上、歩車道の区別のない道路では路面から4.5m以上とすること。
 - (3) 掛け出しを設ける場合又は施設物を路上に突出させる場合は、落下物により通行人等に危害を与えないよう、構造については特に注意すること。
 - (4) 高層建築のため交通上危険防止の施設を路上に突出させる場合は、路端にかかわらず危険防止上必要な幅を占用することができる。ただし、この場合路面から歩車道の区別のある道路の歩道上では4m以上、歩車道の区別のない道路上では路面から5m以上とすること。
- 30 工事用材料の一時置場
- (1) 歩車道の区別のある道路では歩道上とし、歩道幅員の1/3以下（最大1m）、歩車道の区別のない道路では路端から出幅1m以下とすること。
 - (2) 水道、消火栓、水道制水弁、ガス開閉栓及び各種マンホール等の所在をわからなくしたり、これら利用に支障をきたさない様特に注意すること。
- 31 防火地域において、既存建築物に代えて耐火建築物を建築する期間中必要となる仮設店舗その他の建築物
- (1) 公益的なもので真にやむを得ない事由があると認めたものに限る。
 - (2) 「道路法施行令第11条の2」に定める基準のほか「道路法施行令の一部を改正する政令の施行について」（昭和32年7月9日付け建設省道路局長通達）により取り扱うこと。
- 32 市街地再開発事業の施行区域内の建築物に居住する者で、当該事業によって建築される建築物に入居することとなるものを一時収容するために必要な施設
- (1) 公益的なもので真にやむを得ない事由があると認めたものに限る。
 - (2) 「道路法施行令第11条の2」に定める基準により取り扱うこと。
- 33 トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける店舗、自動車駐車場、公園その他これらに類する施設（倉庫、事務所、住宅、広場、運動場、緑地等）
- (1) 公益的なもので真にやむを得ない事由があると認めた（次頁へ）

- ものに限る。
- (2) トンネルの上に設ける占用物件については、「道路法施行令第12条の3」に定める基準により取り扱うこと。
- (3) 高架の道路の路面下に設ける占用物件については、「道路法施行令第12条の4」に定める基準によるほか「道路法施行令の一部を改正する政令の施行について」（昭和33年11月28日付け建設省道路局長通達）、「道路法施行令の一部を改正する政令の施行について」（昭和37年9月4日付け建設省道路局長通達）、「高架道路の路面下の占用許可について」（昭和40年8月25日付け建設省道路局長通達）、「高架の道路の路面下の占用許可に係る事前協議及び道路の占用の期間について」（昭和47年3月17日付け建設省道路局長通達）、「高架道路の路面下の占用許可及び石油圧送施設の占用許可に係る事前協議について」（昭和58年2月5日付け建設省道路局長通達）により取り扱うこと。
- 34 橋梁添加
- (1) 木橋には原則として添加を認めないこと。
 - (2) 橋梁く体の維持管理上支障のない位置及び構造であること。
 - ア 床版に対する影響（穴をあける位置又は接着する位置）を考慮すること。

基 準

- イ 桁下空間を侵さない位置であること。
ウ 位置及び構造の決定は、鋼道路橋設計製作示方書及び鉄筋コンクリート道路橋設計示方書に規定された範囲内であること。
エ 構造は、橋梁形式（鋼管、RC橋、PC橋）にそれぞれ合致した構造であり、取り外し及び修繕が容易な構造であること。例えば、ドライビット、接着剤等を活用した工法を検討すること。
- (3) 添加する橋梁の美観を損なわない処理をすること。
ア 防錆処理を実施すること。
イ 添加工事後の原形回復を完全に行うこと。
ウ 添加位置は原則次表のとおりとすること。
- (4) 占用申請以前に、添加物の目的、種類、最大寸法、重量、荷重計算書及び所要幅間隔等を明記した書類をもって工事担当者を含めて協議すること。

○橋梁添加位置参考図



35 その他の工作物等（家屋、ベンチ、上屋等）

- (1) 道路管理上好ましくないので、相当な管理能力を有するもの以外は許可しないこと。
(2) 不法占用の家屋等については、行政指導、監督处分行政代執行法等により可能な限り除去に努めるべきであるが、旧法当（次頁へ）

時道路管理者が占用許可したことがあると認められるものや、官民境界が不明確でありその不法占用に至った経緯が真にやむを得ないと認められるものに限り占用の更新を行うこと。
なお、占用許可に際しては、建て替え、増改築を認めない旨等必要な条件を附するものとし、かつ、占用期間を3年以内として、家屋等の耐用年数の範囲内で更新を認めることができるものとする
（昭和50年3月27日付け建設省道路局路政課長通達）。

(3) ベンチ等については、「ベンチ及び上屋の道路占用の取扱いについて」（平成6年6月30日付け建設省道路局長通達）により取り扱うこと。

審
查
基
準

基 準